医科点数表の解釈 🚓 🕅 🚓 🛱 🛱 🖟

Web追補 No.12 (令和7年6月号)

令和7年6月10日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。
 - 令和7年5月20日 厚生労働省告示第163号(令和7年5月21日適用)
 - 令和7年5月30日 厚生労働省告示第171号(令和7年6月1日適用)
 - 令和7年5月30日 厚生労働省告示第172号(令和7年6月1日適用)
 - 令和7年5月30日 厚生労働省告示第173号(令和7年6月1日適用)
 - 令和7年5月30日 保医発0530第2号(令和7年6月1日適用)
 - 令和7年5月30日 保医発0530第3号
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の告示・通知・事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報** データベースより、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その25)」(令和7年5月19日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その26)」(令和7年5月20日医療課事務連絡)
 - ・「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」(令和7年5月 26日医療課事務連絡)
 - ・「「令和7年度薬価改定に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いに係る追加対応について」の一部訂正について」(令和7年5月29日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について (その27)」(令和7年5月29日医療課事務連絡)

【『医科点数表の解釈(令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】

(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
447		上から7〜8 行目	(20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) [黄色網かけはWeb追補No. 10等にて改正済み]	(20) (略) (21) (略) (22) (略) (23) (略) (24) クロバリマブ製剤については、皮下注射 により用いた場合に限り算定する。 留 (令 7. 3.18 保医発 0318 4)
448 469 471 474 476	右	正;令7.5 ・C101の「 ・C151の「 ・C152の「 ・C152-2の	げる「別表第九」の対象注射薬に「クロ .30 厚生労働省告示第173号)」に改める。 (在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「 (注入器加算の対象注射薬「注」)」 (間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射 「(持続血糖測定器加算の対象注射薬「注 (注入器用注射針加算の対象注射薬「注」)」	生1」)」 薬 「注」)」 1」)」
483	右		の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中, を加え、改正履歴に「(令 7. 5.30 保医	「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「クロバ 経発 0530 3)」を加える。
498		加] ◇ RAS遺信は、当該疾患用医薬品を見る 2悪性腫瘍組	云子野生型の治癒切除不能な進行・再発の 患における治療薬の選択の補助に用いるも 用いて,リアルタイムPCR法によりDN	D所定点数 (2,500点) を準用する項目として追結腸・直腸癌におけるDNAメチル化検出検査のとして薬事承認又は認証を得ている体外診断Aメチル化状態の検出を行った場合に, D004の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を 図 (令 7.5.30 保医発 0530 2)
571	右	上から10行目	〔次行に追加〕	(8) 急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上

_	Lon	A 100	Web追相 No. 12(节和 / 年 6)	
頁	欄	行	変更前	変更後
				有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し、かつ糖尿病、慢性腎臓病、高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、血管内近赤外線分光法検査を行った場合に、本区分「注3」の所定点数を準用して算定する。なお、血管内超音波装置、血管内光断管である。
				実施した場合には、主たるもののみ算定できる。図(令 7. 5.30 保医発 0530 2)
		◇ 関連学会 は経十二指 「1」の所)	腸的に内視鏡下胆嚢ドレナージ術を実施し 定点数を準用して算定する。	瘻孔形成補綴材留置システムを用いて,経胃又 た場合は,K705膵嚢胞胃(腸)バイパス術の 図 (令 7.5.30 保医発 0530 2)
948	右	下から16行目	ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザ (グリーンレーザ) 又はダイオードレーザ	ネオジミウム・ヤグ倍周波数レーザ (グリーンレーザ), ダイオードレーザ又は光ファイバレーザ
			〔次行に追加〕	(令 7. 5.30 保医発 0530 2)
908	石	点)を準用 ◇ K558, r 「3」, K5 連学会の定 報を基に作 手術支援加	<mark>する項目として追加]</mark> く567の「3」, K576の「1」, K576の「: 83の「1」, K583の「3」, K584の「2」, める対象疾患の選定指針に合致する先天性 製された実物大心臓3Dモデルによる手術	Eデルによるものの所定点数の9回分(18,000 2」、K579-2の「2」、K580の「2」、K582の 、K585及びK587に掲げる手術に当たって、関 心疾患患者に対し、マルチスライスCT画像情 計画立案の支援を行った場合に、K939画像等 のの所定点数の9回分を合算した点数を準用し な必要性を記載すること。 (令 7.5.30 保医発 0530 2)
		上から4行目	働省告示第45号) [<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 9等にて改正済み]	(最終改正;令和7年5月30日 厚生労働省 告示第171号)
			〔次行に追加〕	(3) 近赤外線分光法機能付き 132,000円
1094	右	下から28行目	227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円 228 (略) (略) 239 (略) (略) 230 (略) (略) 「黄色網かけはWeb追補No. 6等にて改正済み」	227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円 228 (略) 229 (略) 230 (略) 231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム 502,000円 232 鉱物由来非吸収性局所止血材 1 g当たり2,640円
1097		上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 8) (最終改正;令 7. 2.28 保医発 0228 2) [黄色網かけはWeb追補No.9等にて改正済み]	(最終改正;令 7. 5.30 保医発 0530 2)
		上から15行目	〔次行に追加〕	(3) 近赤外線分光法機能付は,急性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有する患者又は慢性冠症候群であって罹患枝を2つ以上有し,かつ糖尿病,慢性腎臓病,高コレステロール血症のうちいずれか2つ以上を満たす患者に対し,関連学会の定める適正使用指針に従って使用した場合に限り,算定できる。
1113	左	下から31~12 行目	227 高血圧症治療補助アプリ (略)228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット (略)229 弁周囲欠損孔閉鎖セット (略)	227 高血圧症治療補助アプリ (略)228 培養ヒト角膜内皮細胞・調製・移植キット (略)229 弁周囲欠損孔閉鎖セット (略)
			71 /PJ E-17 < 1 Ul/13X C 7 1 (MI)	/I/PIPH//IXIONIXX L / I \PI/

	Jan	<i>4</i> =	Web追補 No.12 (令和7年6)	
頁	欄	行	変更前	変更後
			230 静脈用ステントセット (略)	230 静脈用ステントセット (略)
				231 消化器用瘻孔形成補綴材留置システム
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.6等にて改正済み]	消化器用瘻孔形成補綴材留置システムは、
				関連学会の定める適正使用指針を遵守して使
				用した場合に限り算定できる。
				232 鉱物由来非吸収性局所止血材
				(1) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、消化
				器内視鏡的止血術において、関連学会の
				定める適正使用指針に従って使用した場
				合に限り算定できる。なお、使用に当た
				っては、その医学的必要性を診療報酬明
				細書の摘要欄に記載すること。
				(2) 鉱物由来非吸収性局所止血材は,1回
				の手術に対し原則として20gまで算定でき
				る。1回の手術で20gを超える量を使用す
				る場合は、その医学的必要性を診療報酬
				明細書の摘要欄に記載すること。
				(3) 鉱物由来非吸収性局所止血材は、消化
				器内視鏡検査(生検を実施する場合を含
				む。)において使用した場合は算定できな
				٧٠ _°
				(4) デリバリーシステムの費用は本区分の
				材料価格に含まれる。
1180		上から5行目	(最終改正;令和7年4月30日 厚生労	(最終改正;令和7年5月30日 厚生労働省
			<mark>働省告示第154号)</mark>	告示第172号)
			[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No. 11等にて改正済み]	
1184				, ノルアドレナリン製剤, ベドリズマブ製
		行目		剤, ミリキズマブ製剤, 乾燥濃縮人プロテイ
				ンC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマ
				ブ製剤(4週間を超える間隔で投与する場合
				を除く。)、マルスタシマブ製剤、ロザノリキ
				シズマブ製剤、レブリキズマブ製剤及びクロ
			<mark>ブリキズマブ製剤</mark>	バリマブ製剤
			「 井 左 4回 払 (上 上 上	
1104		T45 5 4 7	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.11等にて改正済み]	バナンギ , エ ヲ L μ 75 ラ L リ 〒 ^ ^!
1184	左	トから5行目		, ゾキンヴィカプセル75mg, アリッサ配合錠
			合錠及びユバンシ配合錠	(1回の投薬量が30日分以内である場合に限
			「幸免郷かけけพっち泊地へらにてできます。	る。), ユバンシ配合錠及びリブマーリ内用液
1507		LA2040	[黄色網かけはWeb追補No.6にて改正済み]	10mg/mL / 2017年 - 2017 - 原 - 2017
1537		上から8行目	(最終改正;令和7年4月30日 厚生労	
			働省告示第153号)	告示第173号)
			「 「 芸み網かけけWob 沪述Mo 11 笠にてみて泣い)	
1574	+	▲「別主竺	[<mark>黄色網かけ</mark> はWeb追補No.11等にて改正済み] カー 左字白ヨ注射 <u></u> に道管理料 - 関盟注入シ	│ ·リンジポンプ加算,持続血糖測定器加算及び注
10/4	工			
			計加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を スゴ制剤	迪川。
		「クロバリ	イノ 殺削」	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。